

公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入事業助成金交付要領

第1 趣旨

公益財団法人静岡縣市町村振興協会（以下「この法人」という。）は、多様な市民や地球環境に配慮したまちづくりを推進するため、公共施設のユニバーサルデザイン化を推進する市町（政令指定都市を除く。以下同じ。）及び公共施設等への省エネルギー機器並びに新エネルギー機器を導入する市町に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、市町村振興事業等助成金交付要綱及びこの要領の定めるところによる。

第2 助成金の対象及び助成額

(1) 助成の対象

次に掲げる事業のうち、この法人の理事長（以下「理事長」という。）が認めた事業とする。

ア 公共施設のユニバーサルデザイン化を推進する事業

イ 公共施設への省エネルギー機器の導入事業

ウ 公共施設への新エネルギー機器の導入事業

なお、「新エネルギー」とは、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成9年政令第208号）第1条第1項各号の規定によるものとする。

エ コミュニティ組織（町内会、自治会等、市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。以下同じ。）が実施する防犯灯への省エネルギー及び新エネルギー機器の導入に要する経費について市町が補助する場合における当該補助事業

オ コミュニティ組織が所有する施設への省エネルギー及び新エネルギー機器の導入に要する経費について市町が補助する場合における当該補助事業

(2) 助成率及び助成限度額

助成率は10/10とし、助成限度額は1市町あたり1事業年度440万円とする。

(3) リース契約の取扱い

第2の(1)のア～ウに該当する事業をリース契約により実施する場合は、契約満了後に物件の所有権が市町に移転するものに限る。

第3 交付の申請

(1) 提出書類

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ その他参考となる書類

- (2) 提出期限
別に定める日まで

第4 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となる。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ理事長の承認を受けなければならないこと。
- ア 助成事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 交付決定額に20パーセントを超える減額が生じる場合
 - ウ 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めのない財産については、理事長が別に定める期間）内において、理事長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 理事長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部をこの法人に納付させることがあること。
- (5) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な活用を図るとともに、市町村振興宝くじ収益金による事業であることの広報に努めること。
- (6) 助成金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第5 変更等の承認申請

提出書類

- ア 変更承認申請書（様式第4号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）
- エ その他参考となる書類

第6 実績報告

- (1) 提出書類
- ア 事業実績報告書（様式第5号）
 - イ 事業実績書（様式第2号）

ウ 収支決算書（様式第3号）

エ その他参考となる書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定のあった日の属する事業年度の翌年度4月10日のいずれか早い日まで

第7 請求の手続

(1) 提出書類

助成金交付請求書（様式第6号）

(2) 提出期限

助成金交付確定通知を受けた後、10日以内

第8 補則

この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める

附 則

- 1 この要領は、平成27年度分の助成金から適用する。
- 2 一部事務組合がこの事業の交付申請をするときの助成額は、第2の(2)で定める金額に当該一部事務組合の構成市町の数（政令指定都市を除く。）を乗じた金額から構成市町の交付申請額を控除した金額とする。
- 3 公共施設ユニバーサルデザイン化事業助成金交付要領（平成24年4月2日理事長通知）及び公共施設省エネルギー機器及び新エネルギー機器導入事業助成金交付要領（平成24年4月2日理事長通知）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成28年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成29年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成31年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

様式第1号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入事業助成金交付申請書

第 号
年 月 日

公益財団法人静岡県市町村振興協会
理事長 様

市 町 長
責任者：職・氏名
作成者：職・氏名

年度において、公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入事業を実施したいので、助成金を交付されたく関係書類を添えて申請します。

事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）

整備施設名		
実施期間		
事業区分		ア ・ イ ・ ウ ・ エ ・ オ
事業概要	■市町におけるユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー化への基本的な考え方、全体計画、取組状況	
	■今年度の事業計画	
	項 目	内 容 ・ 効 果
	■成果指標や目標（効果）	
連絡先	担当部署	
	職・氏名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	E-mail	

（注1）「事業区分」は該当する事業区分を○で囲むこと。

（注2）変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予算額	決算額	比 較		積算の基礎
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予算額	決算額	比 較		積算の基礎
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

（注）変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

公益財団法人静岡県市町村振興協会
理事長 様

市 町 長
責任者：職・氏名
作成者：職・氏名

年 月 日付け静振協第 号にて助成金の交付決定を受けた公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入事業の計画を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入事業助成金事業実績報告書

第 号
年 月 日

公益財団法人静岡県市町村振興協会
理事長 様

市 町 長
責任者：職・氏名
作成者：職・氏名

年 月 日付け静振協第 号により交付決定を受けた公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入事業を実施したので、関係書類を添えて報告します。

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入事業助成金交付請求書

第 号
年 月 日

公益財団法人静岡県市町村振興協会
理事長 様

市 町 長
責任者：職・氏名
作成者：職・氏名

金 _____ 円

ただし、公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入事業助成金

年 月 日付け静岡協第 号により交付の確定を受けた公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入事業助成金として、上記のとおり請求します。

（振込先口座）

金融機関名	
支店名	
口座種別・番号	
口座名義	